

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 決算特別委員会について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 決算特別委員会について

(1) 委員数及び委員の構成割合

明神委員長 まず、決算特別委員会の委員数及び委員の構成割合についてである。
 この件については、持ち帰って各会派で調整していただくこととしていた。今後の決算特別委員会の円滑な運営のため、この場において結論を得たいと思う。
 それでは、改めて各会派から御意見を伺う。
 順次、御発言願う。

梶原委員 自由民主党としては、一燈立志の会から申入れがあった決算特別委員会を議運の構成割合としてはどうかについて、趣旨は理解できるが任期途中であるので大幅に申合せを変えることは行わないことになった。その上で、今までの申合せのまま総務委員会の構成割合でいくということだが、先ほどの議運の議論になったように、総務委員会の構成割合というのが本来の定数である10名ということが会派の考えである。定数10名となると欠員1名の部分をどうするのかということになるが、それぞれの所属議員の割合に応じて均等に機会があるようにというのが大原則である。ただ、その原則を踏まえて今回は様々な状況により欠員が出た、さらには少数会派として4年の任期のうち約半分が決算に関われないということも理解できる。会派構成割合によるとなれば、今の構成によると自由民主党が1名増えるということになるが、本来欠員がなければ当初は自由民主党6名であるので、この1名を今回は一燈立志の会に譲ることにしてはどうかと思う。
 また、次回もこのままであれば同じ状態になるので、その点については、会派間での調整がつけば、他会派に影響を及ぼさない範囲で少数会派に対して配慮することは決して申合せに反することではないという結論になった。

坂本委員 今の話を聞くと分からなくなったが、定数10名でいくと自由民主党の6名のうちの1名を一燈立志の会に譲るというふうではなかったか。

梶原委員 定数が10名になって、欠員の1名を会派構成割合にしたら多分自由民主党が1名プラスになる。

坂本委員 プラス1名の部分をということか、分かった。
 午前中の議論を踏まえて再度会派内で議論して、あくまで申合せは慎重に議論をするべきであるという原則は踏まえつつ、一方で少数会派の取扱いあるいは意見を反映するという点については大事なことであるので、今回は特例的に、先例とするのではなくて認めることでどうかという結論になった。

米田委員 午前中と一緒に、従来のおりでやるということで、やはり決算特別委員会の重みを大事にしないといけない。その時々の特例委員会とは性格が全く違う。地方自治法にもうたわれるように、議会の認定が要る。全国の自治体議会はこれをやらないといけないとなっている。そういうことから考えたときに、参加した委員は採決に参加するので、他の特別委員会とは違う重みがある。この数十年、先輩方が築いてきたよりよいものについてはしっかり守り継続をしていく。
 また、特例であると言われているが、午前中に事務局から定員9名のときがあったと。そのときも議論をして9名のままだったという話もあった。いろいろな考え方があるとしてもその時々には十分説明ができるように全会一致ではない御都合主義的な便宜的な運営は決してしてはならないというのが議会運営の大原則だと思う。

- 先例のあった9名でということでは十分通用するし、本来それを守っていくのが普通ではないか。率直に言って、なぜ今検討しなくてはならないか、何か付度をしなくてはならないことがあるのかという疑念すら生まれるような変化だとも思う。そのことも指摘し、あくまでも現在の申合せに基づいてやるべきだという考えは変わっていない。
- 黒岩副委員長 本来は10名のところ1名欠員が出たということで議論になっているわけである。そういう中で、一燈立志の会から希望があって決算特別委員会に入りたいという話は大事なことだと思うので、本来からの欠員1名をそのままにせず、そういう希望のある会派があるということは議運の場で大いに尊重し合って、参画して10名でやるというのは自然ではないかと思う。かたくなに過去がそうだからといってやるよりも、臨機応変にある程度は特別な事例として認めてもよいのではないかという思いである。
- 大石委員 私どもの提案に真摯に御議論いただき、感謝を申し上げます。
米田委員から決算特別委員会は非常に重要だという発言があったが、私どももまさにそういう思いである。ただ、今の考え方でいくと総務委員会に毎年必ず手を挙げて入らないといけないということもあるので苦慮をしていたところ、今回このような御判断ということで、最大会派の自由民主党に配慮をいただくということに心から感謝を申し上げます。そして、日本共産党を含め全ての会派が少数会派の取扱いについて議論をしなければならないとお願いしていることにも感謝をし、継続して議論をしていただきたいと思います。ありがとうございます。
- 明神委員長 それでは、御意見を整理する。
今回においては、申合せのとおりとするとの御意見が大勢であったと思うが、申合せでは、委員数は総務委員会と同じ10名とするとされている。現在、総務委員会は1名の欠員が生じており、申合せどおりの委員数10名とはならない。
そこで、1名の欠員分を一燈立志の会から補充してはとの御意見があったものと思う。
については、今回限りの取扱いとして、欠員分を一燈立志の会から補充することとし、決算特別委員会の委員数の各会派への割り振りは自由民主党6名、県民の会1名、日本共産党1名、公明党1名、一燈立志の会1名とすることで御異議ないか。

(異議なし)
- 米田委員 採決はしないが、反対意見については明確に記録してもらいたい。
- 明神委員長 大勢の意見として取りまとめたいと思う。
それでは、さよう決する。
なお、先ほども申し上げたとおりこの取扱いは今回限りとし、先例とはしないので、御了承願う。
また、正副議長及び監査委員は、決算特別委員に選任されないとの先例があるので、念のため申し添える。
構成員については、各会派で早急に人選の上、資料1の様式により、本日の本会議終了後速やかに事務局へ提出願う。
- (2) 付託議案**
- 明神委員長 次に、付託議案についてであるが、決算の報告議案23件に加えて、未処分利益剰余金の処分に関する議案2件、資本剰余金の処分に関する議案1件が提出されているので、合わせてこれら26件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了する

まで議会の閉会中も継続審査することとしてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

2. その他

明神委員長

次に、その他で何かないか。

(な し)

明神委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、10月6日水曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、議案の付託等についてである。
以上で、議会運営委員会を終わる。